

## 用地測量について

用地取得の対象となる土地について、周辺の土地との境界を確認のうえ、取得する用地の面積を確定する作業です。境界確認に必要となる図面等は東京都が作成します。

[境界確認作業]

### ●公共用地（水路・道路等）との境界立会い（下図 赤線部）

水路、都道、市道と隣接する土地（民有地）との境界は、各々の公共施設管理者と土地所有者との間で立会い、確認いただきます。境界線及び境界点を確認後、署名押印をお願いします。

### ●民有地と民有地との境界立会い（下図 緑線部）

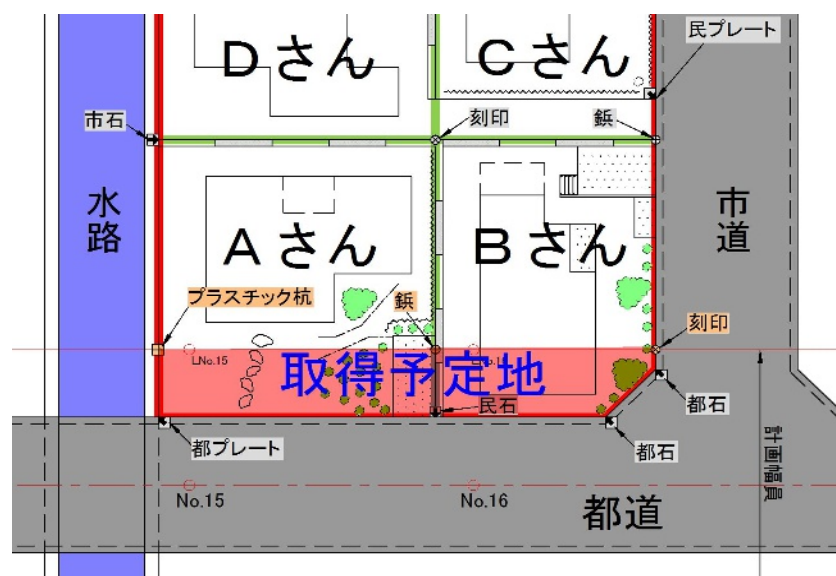
隣接する民有地と民有地との境界は、それぞれの所有者との間で立会い、確認いただきます。境界線及び境界点を確認後、署名押印をお願いします。

### ●境界立会の日時調整

東京都南多摩東部建設事務所が関係者と調整のうえ、別途「封書」により通知させていただきます。

[測量作業]

測量作業を行なう者は、東京都の腕章を着用し、東京都発行の身分証明書を携帯いたします。



お問い合わせは

東京都南多摩東部建設事務所 工事課  
〒194-0021 東京都町田市中町1-31-12

○事業に関すること 道路設計担当  
電話042-720-8643

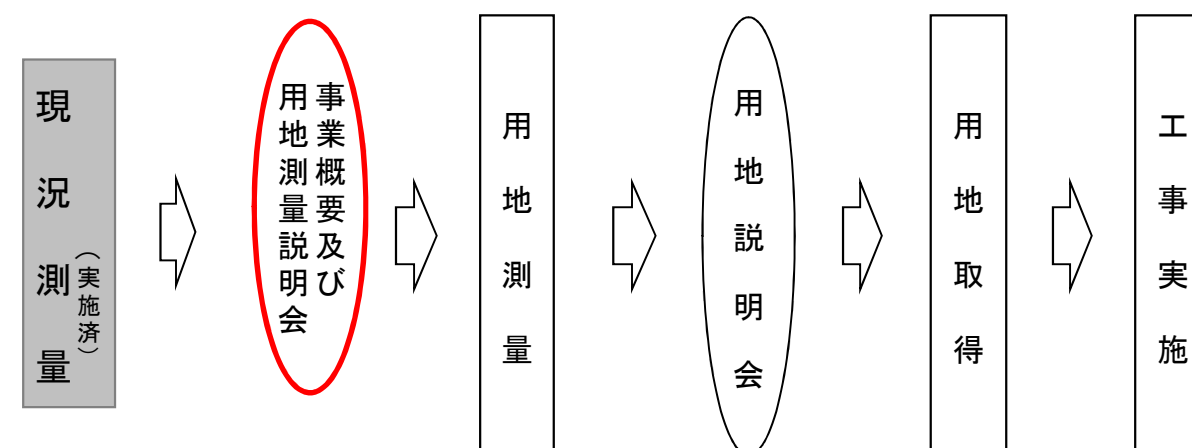
○測量に関すること 測量担当  
電話042-720-8649

平成29年8月

主要地方道府中町田線（第18号）鎌倉街道  
主要地方道相模原大蔵町線（第57号）芝溝街道

【町田都市計画道路3・4・18号能ヶ谷根岸線】

## 事業概要及び用地測量説明会 [綾部]



日時 平成29年8月2日（水）

午後7時より午後8時30分

場所 野津田町公民館

東京都南多摩東部建設事務所

# 道路整備事業のあらまし

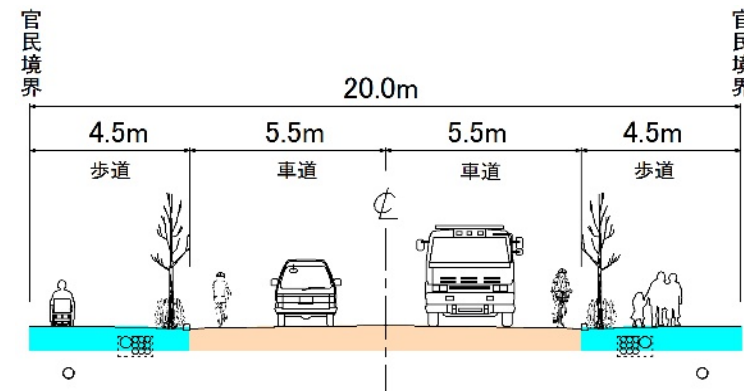
## 事業の目的

- 広域的な交通ネットワークの形成と円滑な道路交通の確保
- 安全で安心な歩行空間等の整備による歩行者・自転車の安全確保
- 災害時応援活動の円滑化及び防災性の向上
- 電線類の地中化による良好な景観の創出

## 事業の概要

- 都市計画決定 昭和38年3月29日 建設省告示第862号
- 事業延長 約420m
- 幅員 20m (車道11m、歩道4.5m×2)
- 車線 往復2車線

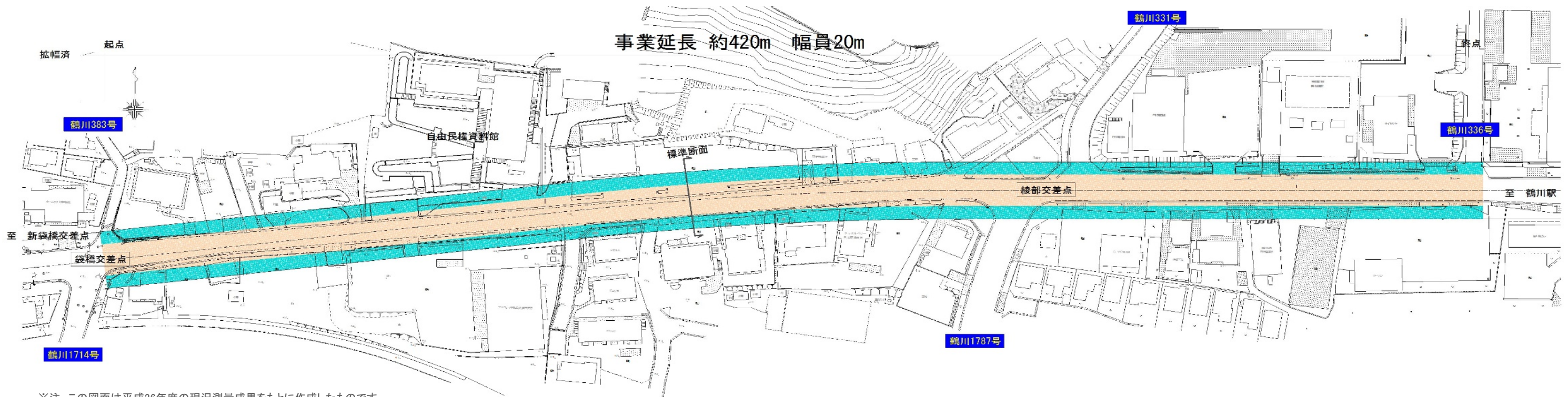
## 標準断面図



## 位置図



## 平面図



※注 この図面は平成26年度の現況測量成果をもとに作成したものです。

今後、関係機関との協議により変更となることがあります。